

堺市監査委員公表第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を  
執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

出資団体監査

## 第2 監査の対象

公益財団法人堺市公園協会

## 第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

## 第5 団体の概要

### 1 設立年月日

昭和45年9月4日

### 2 設立目的

堺市の都市公園の円滑な運営及び健全な利用の促進を図るとともに、市民の公園緑地に対する愛護精神の普及啓発並びに緑化の推進に寄与することを目的とする。

### 3 基本財産（令和4年3月31日現在）

100万円

（本市出捐額100万円、基本財産に対する割合100%）

### 4 所管部局

建設局 公園緑地部 公園監理課

### 5 役員及び職員数（令和4年3月31日現在）

理事 7人

監事 1人

職員 44人（常務理事1人が事務局長を兼務）

うち団体職員9人、契約常勤職員4人、

契約非常勤職員11人、短期臨時職員20人

## 6 事業状況

令和3年度における公益財団法人堺市公園協会(以下「協会」という。)の主な事業は、次のとおりである。

### (1) 堺市はなみどり基金事業

みどり活動支援として、まちの緑を増やし育てる活動を行っている団体(66校区)に対する資材支援や運営サポートの実施、地域緑化活動支援として「出生、結婚、還暦、入学」など人生の節目を祝う苗木を配布(203件)、ボランティア団体による種から育てる花づくり活動(育苗数7万3,676株)の支援として、園芸資材の提供や活動のサポートを実施等

### (2) 緑化普及啓発事業

学校を拠点に活動を行う2校に対し、資材及び技術支援を実施、出前相談として各区役所に緑化相談コーナーを開設(相談件数192件/年)等

### (3) 公園愛護会活動支援事業

堺市公園愛護会(734団体、1,059公園)の運営、公園愛護活動に必要な資材、機材の貸出し(のべ279公園)、校区交流会の開催(3校区)など

### (4) 花と緑の市民協働事業

大山公園内の平成の森づくりを市民ボランティアと協働で維持、主要駅前広場(17箇所)で、ボランティア団体や企業と協働し、フラワーベースやハンギングバスケットなどの維持管理を実施等

### (5) 都市緑化センター指定管理事業

都市緑化センターの管理運営を南海ビルサービス株式会社と共同で実施(入場者数8万4,898人、緑の相談件数2,376件、講習会参加者数1,005人)

### (6) 公園等管理運営事業

公園内の池の水面や水辺を緑化するために浄化を行い、池の修景を実施

### (7) 駐車場運営等事業

金岡公園、大浜公園、大仙公園の各駐車場及び荒山公園臨時駐車場の管理運営など

## 7 財政状態及び経営成績

協会の令和3年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

## 第6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、基本財産100万円全額を出捐している。

市は、協会に対し、令和3年度に公園緑地公園愛護会活動支援業務（委託料1億3,426万9,421円）、花と緑の市民協働事業（委託料7,257万6,457円）を委託している。

また、市は堺市公園協会・南海ビルサービス共同体（代表団体が協会）を堺市都市緑化センターの指定管理者に指定している。

なお、市から職員の派遣は行っていない。

## 第7 監査の項目及び結果

協会において事務事業が設立目的（出資目的）に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について調査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 協会が作成した財務諸表において、以下のものがあった。

ア 定期預金等の利息について、発生基準に基づき会計処理すべきところ、協会では、現金基準により利息を収受した会計年度に計上していた。

イ 協会が取り扱う商品（トートバッグ）は、販売を外部に委託しており、本来、商品の売上額（収益）と委託先に支払う手数料（費用）をそれぞれ総額で計上すべきところ、売上額から手数料を控除した差額のみを収

益として計上していた。

### 3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 協会は、堺市公園協会・南海ビルサービス共同体の代表団体として堺市都市緑化センターの指定管理業務を行っている。

指定管理業務の基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとしてされている。また、共同体の業務分担において、事業報告書の作成については協会が担うこととされている。

しかし、協会は自主事業として堺市都市緑化センター内に設置している自動販売機4台分に係る電気代21万8,792円を、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上し、事業報告書を作成していた。その結果、指定管理業務に係る費用が過大表示となっていた。

(2) 協会は、駐車場運営等事業を実施するに当たり、駐車場利用者からの料金徴収を含む駐車場維持・車両案内業務を事業者に委託している。

令和元年8月に協会が管理する駐車場において、売上金の一部を紛失する事故が発生し、これを受けて協会は、市と協議の上、同年9月に駐車場管理運営マニュアルを作成したとのことである。マニュアルでは、駐車場の営業終了後、運営担当者が、売上金の確認、金種表の作成、料金回収袋への入金・施錠・運搬の全て（以下「売上金の確認等」という。）を必ず2人で行うこととされている。

しかし、そのことについて、協会から事業者に対する指示が何ら行われていなかったため、マニュアルどおりの運営が実施されていなかった。